

6. 運営・体制の整備の現状と課題

(1) 運営・体制の整備の現状

1) 本自生地の保全活動

本自生地の保全活動は、これまで、自然環境に関心を持つ個人、研究者、大学、民間団体、行政がそれぞれに取り組んできており、一部ではこれらの関係者が相互に連絡を取り合い連携している状況にある。行政においては、他市のマメナシ自生地がある自治体との連携に取り組んでいない。

本自生地範囲を除く太良まめなしの里の保全活用は、地元の2つの自治会（大草東区、小牧ヶ丘区）が保安全管理団体として、保全活動に取り組む計画が進められているが、本自生地では現在のところそのような計画はない。

(2) 運営・体制の整備の課題

現在の運営・体制の整備状況を踏まえて、本自生地では以下のような運営・体制の整備上の課題があると考えられる。今後は、保全活動だけでなく、活用事業の実施も考えて運営・体制の整備を図っていく必要がある。

【運営・体制】

- ・ 保全活動に取り組んでいる各主体間で、活動情報や調査成果を共有する必要がある。
- ・ マメナシ自生地がある自治体間で連携を図る必要がある。
- ・ これまでに保全活動に取り組んでいる各主体に加え、地元住民に本自生地の保全活動等への参加を依頼する必要がある。

7. 本自生地の保存活用の基本方針

(1) 保存活用における考え方

本自生地は、希少種であるマメナシが自生し、実生から自然更新できる環境にある。本自生地が今後も存続し、天然記念物としての価値を保持していくためには、絶滅危惧種であるマメナシの生育環境の維持、あるいは改善を行い、適正に保存管理して子孫を継代していくことが重要である。発見以来今日まで、多くの人が関わって生育環境が守られており、関係者間の相互連携をさらに図る必要がある。

現在、本自生地を含む周辺地域を対象として、農地景観や自然に重きを置く太良まめなしの里の整備計画が進んでおり、これを契機として本自生地の積極的な活用を図っていく。

これらのことを実現するため、本自生地における保存活用上の基本方針を次のとおり定める。

(2) 保存活用の基本方針

①保全活動の継続実施と関係者の連携を図る

本自生地の価値を守り、後世へ伝えていくため、継続して保全活動を実施する。そこに関わる各主体が役割を認識し、相互に連携するとともに、情報の共有を図ることで、適切な保全管理を行う。

②調査研究を継続して実施していく

マメナシ自体あるいは自生地に影響を与える環境要因などについて、現状を把握するために調査研究を継続して実施し、保存活用に生かす。

③情報発信の推進

本自生地の価値やマメナシの情報を広く市民等へ伝えることで、活用への関心を高めていくとともに、本自生地の保存に対する理解を得る。

8. 保存管理の方向性と方法

(1) 保存管理の方向性

本自生地においては、発見から今日に至るまで、マメナシを存続させるため、様々な取り組みを行ってきた。中には、マメナシあるいは自生地にとって必ずしも良い影響を及ぼしていないことも含まれていたが、当初発見のマメナシはほとんど枯れることなく生育しており、さらには、実生が多く発生する環境となっている。今後も本自生地を保存管理していくため、次のように方向性を定める。

- ・マメナシ、そして本自生地の価値を守り、後世に伝えていくために、健全な生育環境を整備し、その環境を保つための保全作業を継続していく。
- ・本自生地の保全活動に取り組む関係者が相互に協力し、情報共有できる体制を構築する。
- ・今後も自生地を存続させていくためには、マメナシの特性を熟知した上で対策を進めていくことが重要であるため、継続的に調査研究を行っていく。
- ・本自生地の価値や保全への取り組みの重要性を市民等へ啓発し、天然記念物の保存管理について理解を得る。
- ・現状変更等への取り扱い基準を定め、適切な保存管理を図る。

平成30年（2018）11月3日（祝）に、愛知県名古屋市で「マメナシサミットin守山」が開かれ、マメナシの保全活動を行う愛知・三重県内の市町村・自然保護団体が一堂に会し、事例発表、講義、意見交換が行われた。ここで「マメナシ（イヌナシ）保全のためのガイドライン」（巻末資料1参照）が報告され、パネルディスカッションでは、今後は各地・各団体でこのガイドラインに沿って保全活動に取り組んで行くことが確認された。

本自生地の現状、これまでの調査結果ならびに各専門分野の有識者・専門家の助言・指導を踏まえて、本自生地が今後も存続していくための保存管理方針を以下に示す。

なお、具体的な実施方法については今後更に検討を進めていくこととする。

本自生地の保存管理方針

- ①植樹したマメナシは除去する
- ②マメナシに悪影響を与えている自生地内のマメナシ以外の樹木を除伐する
- ③本自生地周辺の樹木を除伐して地下水位を上げる
- ④民間団体等と行政が連携して、効果的な草刈りを実施する
- ⑤本自生地内の盛土やゴミ等を撤去する
- ⑥市道側溝からの水が本自生地内に流入しないようにする
- ⑦管理施設は愛知県文化財保護条例の規定を満たす
- ⑧本自生地内への常時の立ち入りを抑制する
- ⑨調査研究を継続するとともに、情報共有を図る

(2) 保存管理の方法

(仮称) 太良上池・下池公園保全活用計画策定等検討委員会(第1回)、「マメナシサミット in 守山」(マメナシ保全ガイドライン採択)で出された意見等を参考に、本自生地の保存管理の方法を次のとおり定める。

①植樹したマメナシの取り扱い

植樹したマメナシ(No. 25~29の5個体)、植樹した可能性が極めて高いマメナシ(No. 22~24、31~34の7個体)の取り扱いについては、当地が自然更新がなされている自生地であることから、撤去していく。植樹した個体か実生から育った個体か不明な個体の取扱いは、今後、愛知県と協議する。撤去することとなった場合、一部を市民四季の森に移植して指標木とすることを検討する。本自生地のマメナシはアブが媒介昆虫であり、そこまで飛ばないので交雑のリスクは低い。

②自生地内に生育する他の樹木の除伐

マメナシの発芽(実生)や幼木の生長を妨げている周辺の樹木を除伐し、マメナシ生育箇所周辺の照度を高くする。

→自生地内に侵入するヒサカキ、ムラサキシキブ、アカメガシワは伐採する(自生地の本来の植生ではない)。

→カキ、シャシャンボは位置関係を確認し、マメナシの生育への阻害状況(日照、根系の重なり)を確認して、切るか残すかを判断する。

③隣接地の樹木の除伐

本自生地の地下水位を高めるため、隣接する樹林地の樹木を除伐する。

上空を覆う高木が除伐されれば、低木層にも光が当たりモチツツジやミツバツツジをはじめとする自生種の生長と開花が促進され、ハチ類などのマメナシへの訪花昆虫類の個体数増加につながる可能性がある。

④効果的な草刈りの実施

他の自生地の観察状況からマメナシの実生は主に春先から初夏にかけて見つけることができる。春頃(4~5月頃)の草刈りは、実生の生育に必要な照度を確保する上で重要であり、今後も継続して行なうべきである。しかし、草刈りしすぎると他の雑草類が侵入しやすくなるため、桑名市の事例のように盛夏の草刈り回数を減らしたり、幼木周辺のスポット的な草刈りに留めたりする作業の省力化は可能と考える。年間の草刈り回数はマメナシ実生生育期(4~5月頃)、草が生長する7月頃、種が成熟する前の10月頃の3回程度とする。

ただし、草刈り後の草体をそのままにしておくと草体に含まれている種子から発芽したり、枯れた草体が土壌の富栄養化を引き起こしたりして、本来は生育しない植物が進出して植生が変わる可能性があるため、草刈後の残滓は隣接する樹林地内に集積場をつくるなどして、自生地の外へ持ち出すことが望ましい。

⑤自生地内の盛土やゴミ等の撤去

盛土下には、マメナシを含む自生植物の種子（埋土種子）が含まれている可能性が高いため、盛土を撤去してマメナシの自生が可能な場所に戻すこととする。こうすることで地盤面が地下水位面に近づき土壌水分が高くなる可能性があり、自生地本来の地盤条件に戻すことになり、太良上池水面から本自生地へと緩やかな地形の連続性が回復するため、池岸のエコトーンの再生も期待できる。

自生地北縁から東縁のコンクリートやタイルなどのゴミの搬出を行う。

なお、盛土やゴミの搬出に際しては、マメナシをはじめとする在来植生への影響を少なくする対策を講じるものとする。

⑥市道側溝からの流入水の流入阻止

本自生地外を迂回する排水溝を設けて太良上池に直接排水することを、太良まめなしの里の整備に併せて行う。

⑦管理施設（標識等）

愛知県文化財保護条例の規定を満たす標識等を設置する。

⑧自生地内の立ち入り抑制

本自生地の範囲を明確化するとともに、常時の立ち入りを抑制するため、池側を除く自生地の外周は現状の「番線と木杭柵」と同様な簡易な柵で囲う。太良まめなしの里の整備に併せて設置していく。管理上、活用上必要な出入り口を設けるが、通常は施錠して立ち入りを規制する。観察会の際は臨時開放する。

臨時開放時はマメナシの花を近くで鑑賞できるよう、利用者が自生地の内部を歩くことを認める。ただし、マメナシに詳しい専門家や行政職員の同行する場合に限る。

通行ルート設定は、マメナシの生育環境をできるだけ阻害しないよう細心の注意を払い決定し、実生の発生が確認された時はルートを変更する。

固定した散策路は、少なくともマメナシに悪影響が及ぶと考えられる位置には設けず、臨時開放時はロープ等で立入可能な範囲や経路を明示する。地盤面を歩き、経路はマメナシの生育状況に応じて変えることとする。

⑨調査研究と情報共有

マメナシの保存管理を行っていく上で必要となる調査研究を、研究者、大学、民間団体と協力して行うと共に、調査研究結果だけでなく、保存管理にかかる活動等において情報共有を図るためのプラットフォームを行政が中心となって構築していく。

表 8-1 保存管理の現状、課題、方法

項目	保存管理の現状	保存管理の課題	保存管理の方法
マメナシの状況	・付番しているマメナシ個体は No. 1～No. 39 で、このうち、No. 4、19、35、37 は枯死している。 ・マメナシの一部の個体が生育不良に陥っており、開花、結実個体に偏りがある。 ・No. 22 以降のマメナシには、植樹した個体、植樹した可能性が極めて高い個体、植樹か実生から育ったものか不明な個体、実生から育った個体がある。	植樹したマメナシの取り扱いを検討する必要がある。	・植樹したマメナシを撤去する。不明個体の取り扱いについては、愛知県と協議する。
本自生地周辺の植生状況	本自生地にはズミーマメナシ群落、ヨシ群落、アゼスゲ群落、路傍・空地草本群落が成立している。また、本自生地南側に接するコナラ林が地下水を吸い上げ葉から水分を蒸散し、自生地へ供給されるはずの地下水や土壌水分を奪っている可能性がある。マメナシが主に生育しているズミーマメナシ群落については、コナラ林の構成種であるヒサカキが優占し、ムラサキシキブなどによるマメナシへの被度も高マメナシの発芽（実生）や幼木の生長を妨げているものもある。草本層には湿性環境を指標する植物はほとんどみられない。ヤマヌカボが優占種となり、ヨウシュヤマゴボウ、ハハコグサ、オオアレチノギク、ヒメジョオン等の路傍雑草が侵入して生育している。	・マメナシの発芽（実生）や幼木の生長を妨げている樹木を除伐する必要がある。 ・自生地へ供給されるはずの地下水や土壌水分を奪っている隣接地の樹木を除伐する必要がある。	・マメナシの発芽（実生）や幼木の生長を妨げている周辺の樹木を除伐する。 ・自生地へ供給されるはずの地下水や土壌水分を奪っている隣接地の樹木を除伐する。
本自生地周辺に生育・生息する動植物 (訪花昆虫)	他のマメナシ自生地に比べて、訪花昆虫が少ない。特にミツバチは確認できていない。	マメナシの花粉を媒介する訪花昆虫を増やす必要がある。	ハチ類などのマメナシへの訪花昆虫類の個体数を増やすため、樹林の除伐を行い、自生しているモチツツジやミツバツツジに光を当てて開花を促す。

項目	保存管理の現状	保存管理の課題	保存管理の方法
保全活動の実施状況	年間3回の草刈りを実施している。 民間団体が実生を明示して周りを手刈りし、その他の場所は市（業者発注）が機械で草刈を行っている。	・草刈りを継続する必要がある。	・草刈りを継続する。
地形等の状況 （立地環境等）	北西部に、搬入土により形成された地形があり、エコトーンを分断しており、実生の発生を妨げている。	搬入土を除去する必要がある。	盛土を撤去してマメナシの自生が可能な場所に戻す。
	北縁から東縁部にコンクリートやタイルなど、現代のゴミが混じる土層の堆積がある。	景観上好ましくないことに加え、コンクリート等に含まれる有害物質が自生地環境に悪影響を及ぼす可能性がある。	コンクリートやタイルなどのゴミが混じる土層の搬出を行う。
	本自生地東側の市道沿いの一部に木杭と番線による保護柵を設置して常時の立ち入りを抑制している。南側には保護柵を設置していない。	自生地の範囲を明確化するため保護柵を設置するとともに、常時の立ち入りを抑制する必要がある。	自生地外周（池側は除く）に保護柵を設置して自生地の範囲を明確化し、常時の立ち入りを抑制する。
	市道側溝からの流入水を太良上池へ送るための、一時的に貯水する施設が壊れていたり、素掘り溝が埋まり、機能を失っている。溢れ出た流入水が本自生地内に流入し、表層土を押し流している。	自生地へのマメナシの生育に適さない水質の水の流入や、流入水による表層土の流出が見られることから水の流入を阻止する必要がある。	自生地外を迂回する排水溝を設け、太良上池に直接排水する。
管理施設（標識等）の状況	標識（原則、石造）は設置しておらず、説明板は愛知県文化財保護条例の規定にある記載事項のうち、「指定理由」、「保存上注意すべき事項」、「指定に係る地域を示す図面の掲示」において不十分である。	標識等は、愛知県文化財保護条例の規定を満たす必要がある。	愛知県文化財保護条例の規定を満たす標識等を設置する。
	境界標は設置してあるが、市指定前に設置したもので、愛知県文化財保護条例の規定を満たしていない。	境界標は、愛知県文化財保護条例の規定を満たす必要がある。	愛知県文化財保護条例の規定を満たす境界標を設置する。

項目	保存管理の現状	保存管理の課題	保存管理の方法
調査の実施状況	民間団体、大学、行政により、調査が行われているが、調査結果については、共有するデータベースを確立しておらず、蓄積された調査データを保存対策に十分な活用ができていない。	・保存を行っていく上で有効となる調査研究は継続していく必要がある。 ・調査結果が活用できるようにデータベースを確立し、情報共有をする必要がある。 ・調査研究や保全活動において、関係者の情報共有を図る必要がある。	・必要に応じて調査研究を行っていく。 ・情報共有を図るためのプラットフォーム（地域住民や市民などと、関係者をつなぐ土台）を行政が中心となって構築する。

(3) 現状変更の取り扱い

1) 現状変更等の制度

県指定天然記念物の現状変更等の制限については、愛知県文化財保護条例第33条第1項において、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。」とされており、ただし書きに、「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。」と規定されている。

ただし書きにある維持の措置の範囲は、同条第2項において、愛知県文化財保護条例施行規則で定めるとしてあり、同施行規則第35条において次の内容が規定されている。

1 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状）に復するとき。

2 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

3 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

また、軽微な現状変更等の許可については、愛知県事務処理条例において、市において処理することとされており、その内容は次のとおりである。

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。）で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 工作物（建築物を除く。以下このロにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ハ 条例第31条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ニ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ホ 木竹の伐採（県指定名勝又は県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ヘ 本自生地には該当しないので省略。

2) 現状変更等の取り扱い方針

現状変更等の取り扱いに関する事務は、市においては教育委員会文化財課、県においては県民文化局文化部文化芸術課文化財室が担当している。

本自生地指定地内における現状変更等の取り扱い方針の原則は、次のとおりとする。

本自生地の保存上、活用上、公益上またはその他の理由により必要な行為、調査研究を目的とする行為で、マメナシや自生地の環境に悪影響を及ぼさず、必要最小限の内容であ

る場合は現状変更等を認めることとする。マメナシや自生地が滅失、毀損または衰亡の恐れがある行為、自生地の景観または価値を著しく減じる行為は認めない。

3) 現状変更等の取り扱い基準

本自生地指定地内で想定される現状変更等の行為と許可基準は、表8-1のとおりとする。

表 8-2 現状変更等の行為と許可基準

現状変更等の行為	許可基準	許可権者
発掘調査及び学術調査 ・土壌調査等に伴う土地の掘削 ・マメナシの花、葉、実の採取等	マメナシや自生地の保存、状況把握を目的とした調査で、適切な範囲内で行われるものは認める。	県
環境整備（土地の形状変更含む） ・指定地外から持ち込まれた土壌の除去	発掘調査や学術調査等に基づいたもので、上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	県
小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。）で3月以内の期間を限って設置されるものの新築	認めない。	
小規模建築物以外の建築物の設置。	認めない。	
工作物（建築物を除く）の設置、改修若しくは除却 ・保護柵の設置 ・倒木防止用支柱の設置	上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	市
道路の設置	認めない。	
経路が固定される園路	上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	県
電柱、電線、下水管の設置	認めない。	
水管の設置、改修又は除却 ・隣接地から流入する雨水に対応する排水管の設置	上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	県または市
マメナシ以外の木竹の伐採、抜根 ・マメナシの生育に悪影響を及ぼす木の伐採	上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	県または市
指定地外からの動植物の持ち込み	認めない。	
愛知県文化財保護条例第31条に規定されている説明板以外の説明板、樹木等表示板、注意札の設置、改修又は除却	上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	市
本表内上記以外の事例	個別に内容を判断し、上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	県または市